

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年4月19日(2012.4.19)

【公開番号】特開2011-87233(P2011-87233A)

【公開日】平成23年4月28日(2011.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2011-017

【出願番号】特願2009-240356(P2009-240356)

【国際特許分類】

H 04 W 28/18 (2009.01)

H 04 W 52/44 (2009.01)

H 04 W 72/04 (2009.01)

H 04 W 72/12 (2009.01)

【F I】

H 04 Q 7/00 2 8 2

H 04 Q 7/00 4 5 0

H 04 Q 7/00 5 4 8

H 04 Q 7/00 5 6 0

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月6日(2012.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

移動局によって周期的に送信される参照信号に基づいて所定制御処理を行うように構成されている制御部と、

参照信号の受信タイミングにおける参照信号の受信品質と所定閾値とを比較するように構成されている参照信号信頼度判定部と、

前記比較結果に基づいて、前記移動局によって参照信号が送信されている状態であるか否かについて判定するように構成されている参照信号送信状態判定部とを具備し、

前記制御部は、前記移動局によって参照信号が送信されていない状態であると判定された場合には、前記受信タイミングにおける前記参照信号に基づいて前記所定制御処理を行わないように構成されており、

前記所定制御処理は、上りリンクにおける送信電力制御処理であり、

前記制御部は、前記移動局によって参照信号が送信されていない状態であると判定された場合には、前記受信タイミングにおける前記参照信号に基づく上りリンクにおける送信電力制御処理の代わりに、他の参照信号に基づく上りリンクにおける送信電力制御処理を行うように構成されていることを特徴とする無線基地局。

【請求項2】

前記所定制御処理は、周波数スケジューリング処理であり、

前記制御部は、前記移動局によって参照信号が送信されていない状態であると判定された場合には、周波数スケジューリング処理自体を行わないように構成していることを特徴とする請求項1に記載の無線基地局。

【請求項3】

前記所定制御処理は、変調方式及び符号化率の選択処理であり、

前記制御部は、前記移動局によって参照信号が送信されていない状態であると判定され

た場合には、前記受信タイミングにおける前記参照信号に基づく変調方式及び符号化率の選択処理の代わりに、パスロスによって算出される上りリンクにおける受信品質に基づく前記変調方式及び符号化率の選択処理を行うように構成されていることを特徴とする請求項1に記載の無線基地局。

【請求項4】

前記参照信号送信状態判定部は、ランダムアクセス手順後の初回の前記受信タイミングにおいて、前記参照信号の受信品質が前記所定閾値以下である場合に、前記移動局によって参照信号が送信されていない状態であると判定するように構成されていることを特徴とする請求項1に記載の無線基地局。

【請求項5】

前記参照信号送信状態判定部は、ランダムアクセス手順後の初回及び2回目の前記受信タイミングの両方において、前記参照信号の受信品質が前記所定閾値以下である場合に、ランダムアクセス手順後の2回目の前記受信タイミングにおいて、前記移動局によって参照信号が送信されていない状態であると判定するように構成されていることを特徴とする請求項1に記載の無線基地局。

【請求項6】

前記参照信号送信状態判定部は、ランダムアクセス手順後の初回及び2回目の前記受信タイミングの少なくとも一方において、前記参照信号の受信品質が前記所定閾値以下でない場合に、ランダムアクセス手順後の2回目の前記受信タイミングにおいて、前記移動局によって参照信号が送信されている状態であると判定するように構成されていることを特徴とする請求項1に記載の無線基地局。

【請求項7】

前記参照信号送信状態判定部は、ランダムアクセス手順後の3回目以降の連続する所定数の前記受信タイミングにおいて、前記参照信号の受信品質が前記所定閾値以下である状態になるまで、前記移動局によって参照信号が送信されている状態を、前記移動局によって参照信号が送信されていない状態に変更しないように構成されていることを特徴とする請求項1に記載の無線基地局。

【請求項8】

前記参照信号送信状態判定部は、ランダムアクセス手順後の3回目以降の連続する所定数の前記受信タイミングにおいて、前記参照信号の受信品質が前記所定閾値以下でない状態になるまで、前記移動局によって参照信号が送信されていない状態を、前記移動局によって参照信号が送信されている状態に変更しないように構成されていることを特徴とする請求項1に記載の無線基地局。